



河津問答

全

伊地知文庫
文庫20
381



文庫
381

何津麻洞書

全



中山大納言元親心越中守同右衛門尉

松東叙山道立之汝徳川神君家康公何年江戸

表小抄あり比叙山一回天台山國家法護靈山

遠立有り度中望深くまゝあり

海是志ぬり止ふは利之儀三代將軍家光公を

大教院殿に中なりし所在位長神名家康公の

比年回小抄あり此度何年先祖神君の御影江戸

小抄あり鬼門と守る天台山靈現し畢と遠立

有り神君の御影江戸の度此御影あり



此中入公は是一通をよの御下題の別殿中此法
前不思今平体一將軍をよの兄翁として古れ品
と若部一殿中欽悦斜外は子操として悦ひ
ありまは乃理也事進年及此書と兼ふとよ
いふ相えさふせさるゝ將軍あは此秘蔵たるん
物而小端さる事一練ふゆゑ之を此取ら小存と
悦ひありさる治外一物費あり時と尊卑とさるの
多は海と好むとのを伊丹味の菰包杯費の合縁
と費ひさるも飲ふ志之然度今殿下飲毎款

小河さるれありふことつり之を遠近を叫り者りあり
是と見え上使中務も清ら中ら御を將軍とあり先
達ら東象山達さる蔵養軍小及びゆゑ初免さる
將軍原く飲さるゆゑ所率殿下さる宮家沙
五斗ひ形も好希さる思ふ速られ殿下
宮下程此事毎度象意ゆゑ人の御あり為の
そは子達中さるるまゝくハ速く初免河さる此書
小あゆむ叫らる相違ありあり安意致さる根
下中予能く計しゆひ一この命あり進は上使中務

守方繁松の此後將軍形なる思悦と有也
東邊山脈を交^交まると道中一壘敷と云うる所を
射方と云ふ所なり右に將軍と具ふ云と路に九
將軍と名をかりしと云ふ所代わると思悦と
より東に路を隔る將軍伊豆守と云ふ所
の平野を妙と云ふ所なり此記すといふ所
之後平福勅使の中向河の東東叡山の山麓と
謂ふ時の年月号と寺号とを記すといふ所
大師号と謂ふと云ふ所は王城同位の有る所

二公の記事と有也云々三代將軍家光公は三
乃姫君と入用させ女御小備と云ふ所
しふ所は子細なく勅免ありて云々此上
二條の城より此入用ありて天子を御城に
しと云ふ所は將軍家より京中の所人ありと浪
面信女ありて此古書と云ふ所は此中
よりいふ所なり前代未だの事也
天子は繁松の余り且又將軍山陽ありふり
と云ふ所は此と謂ふ所の入の帝と云ふ所

以同依此以言釋也利園東今小至而親親撫法
令釋格別也抑寬政の帝朝めく一宮を以て
むくを閑院宮一日親王は此子ありて後桃園天
皇の妻は宮女ちとせりひ以良位ありて宮女の
帝と申せり而もまきまき一宮を以て深く
以父君一良親王の御事と歎のせりひ御事と
三宮は多難と宮女有る一宮を以て宮女可
初任有るの中めと大典侍局新典侍局の御事
智徳進むる宮女居連用初任先ハ成徳志の

一とて以表は此等一宮を以て養育給へり此法
思ふと申せり此御免ありて侍養東武下
一六當時遊延行と申せり一宮後此御法あり
市家総て宮女御事一宮を以て武進長久
乃以製法御の御法一宮を以て此法と申せり
月御雲宮者一宮を以て一宮を以て進め
依一宮を以て御事一宮を以て一宮を以て
兵遊と申せり此御事一宮を以て一宮を以て
此法と申せり此御法一宮を以て一宮を以て

は山歌歌と云成極と関東小おひく潮味波
さんと思きありまうて山秀免カと中音吹
山製乃美江をて院松殿下敷てのをめ小依く冷
方ナク思自山一章藤子れ山カ庭と云
院の勅使。とて関東へ下り市分院使風堂
心付山河津訓も於くは関東路の武威法也
事ともよ付山懐く甚く愛抱るも之序殿下
乃をめ山仍ら山事と云れ山一章江遊と
山分是うつくと勅使使山河と云と心付

途中園遊も山事納山河と云思れ山と勅刺と
押切山見也と云

山製

山生と云とて送と云とての山也

山分後乃天のナク山

勅使と云とて山事ナク山河と云思れ山と勅刺と
関東山事山事と云と云又河松山河山河
山事と云とて山事と云と云山河と云山河
山事と云とて山事と云と云山河と云山河

年仲夏雲ありり 齋日殿中口五ヶ條の廻り
中廻りく條あり

一 勅使堂の遠く流石道中下座あり
致園東より坐臥此知所何旅の勅使あり

一 即位入内あり上使と遣と之も亦た
工使立りあり

一 位官多し林屋河津敷意より其
も國東の河津の上流事一

一 此の勅使ありとも節遠れ
勅可仕事

一 後醍醐天皇の條之時入道と云
孫殿と稱するあり中と討ち正成と稱する
たありく右年記ありて皇孫殿と出記あり
公方此年記あり是ありも知る

右五ヶ條の河津なる中 藏書に河津なる
ありて皇孫殿のありて殿中ありん
使と云く関白殿あり月御雲客
人あり

法源殿(早)利未用有之流心何れも葉方九
殿下波平條の難心と考之枝齋をさき當時
東武威濤に 禁庭と實少之振也先達
高千石武平儀の事一中下とふ言を二那くして
五條北難心成りて言る候云此同好の事也考之
此思ふや胡座と云ひありふ候と云候と中と有り
高れ一條右大臣進出時容官易に少少此條に
言盡つて事とも也考れ條に中波の事人の重徳に
是武威と益實ありと考り此徳古寺殿を考

ら此右府に此條の通也此様志の事人も考之何
いともあり一卒忽此詞と一高難此事小及之六
志う此條延引移り知事と官の二條右大臣
官に極殿下此條の事一重徳為しと考れ武威は
書に流いある小及之を斗輝一何れ其意と考り
人柳と此條考之七條と評定速系と小と之変
世に然る中其より進出殿下も向ひ此條勅使
何年其旨小命と考りて中と考り此條人分
別と考り花の事と中山前大御元親也殿下官を考

其人の命より下りてと者少く中山元親此曰く
龍をくわくわくして沙を有るは若くは官軍東白
未だ沙を重徳了らば龍は有る補は忠儀了
水由家中山の心危たを潜くは中へ六 沙麓因
主上氣感河川の大典乃局を命し中山元親より
中よりと中より日也官軍之兵なり 天晴五ヶ陳城
中へ 早 勅諭なり 市は流石に解りて論方
那くとも川と午ゆく 松原河系に解りて中へ
別無難あり 勅定成り 願ふは後龍を承継は

兼行出ては法海の心よりと此より後龍 世中
山より中へ細くしては彼官軍東副殿其より徳年
論ふは下下徳古て終り其海に候へる上より
をく先着らるるは中山曰く是は解りて
後小出も大勢と引兵をこれ何吾の心 其時中へ
中へ 唯家ありあり 八安あり 解りて 八安あり 同
し事 中へ 中へ 射りて 又中へ 此 柘栲 若
極め 中へ 中へ 法事 業より 中へ 中へ 中へ 中へ
其際 中へ 中へ 中へ 中へ 中へ 中へ 中へ 中へ

勝利得濟聖德首高一旦王殿下此也威光多原
身一為仕極一那八息長一者引交殿中一耶後臨
其一為振一其一中一丁一也大夫夫統一云文智社殿六
初進一也一列度凡月脚一雲客皆一於母爰一其
連石家殿中一也每臨方急一也角一能一其一中一也
有長一也中山元親一也大以一也一也早建一也一也
中向一也一也一也一也一也一也一也一也一也一也一也
東海道一也一也一也一也一也一也一也一也一也一也一也
昂白一也一也一也一也一也一也一也一也一也一也一也

遂業自強一也一也一也一也一也一也一也一也一也一也一也
也一也一也一也一也一也一也一也一也一也一也一也一也
河原四町一也一也一也一也一也一也一也一也一也一也一也
素一也一也一也一也一也一也一也一也一也一也一也一也
其一也一也一也一也一也一也一也一也一也一也一也一也
河一也一也一也一也一也一也一也一也一也一也一也一也
安心一也一也一也一也一也一也一也一也一也一也一也一也
唯一也一也一也一也一也一也一也一也一也一也一也一也
和泉一也一也一也一也一也一也一也一也一也一也一也一也

以上は以上如業の在りて抱くし声とて子孫を成して
と若中絶死つて其後の治士月治歳夏取極る所
自能つて中合先帝の治る事と其日治以て月十言
相定つて上使つて治るし道行れ公卿必知事の時
上使つて治る事と其日治以て月十言
定のり利ある白ありて申す之を所業約れ道
早朝の山内ありて治れりて其治也先例れ道中宗
有りて治れりて道行れりて其治也先例れ道中宗
已別もこの中れ別せりて治れりて其治也先例れ道中宗

連月書れ若中絶死つて其後の治士月治歳夏取極る所
自能つて中合先帝の治る事と其日治以て月十言
相定つて上使つて治るし道行れ公卿必知事の時
上使つて治る事と其日治以て月十言
定のり利ある白ありて申す之を所業約れ道
早朝の山内ありて治れりて其治也先例れ道中宗
有りて治れりて道行れりて其治也先例れ道中宗
已別もこの中れ別せりて治れりて其治也先例れ道中宗

徳人とも大番山下新く多しをいふも又も中入るは初
列との事替り又と射ふとて七八分も進まは言ふ事
有島の人切社と先と早し中と事と中とせともおるふは
そのとをいひはれ有島刑部宗将の指鼻小をいふ
刀小短く宗將はれは根籍宗と習ふは事有る形
曰ふは宗將の血心母抱しとてさるる中と事とをい
夫と和泉と事との因言と事の刑部夫と事と今秋分
ふの刑部曰夫と事と血心母抱しとてさるる中と事と先

進く和泉と事との因言と事の刑部夫と事と今秋分
夫と和泉と事との因言と事の刑部夫と事と今秋分
ふの刑部曰夫と事と血心母抱しとてさるる中と事と先
相為事と事と事と刑部は事と事と事と事と事と事と
夫と事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と
元親の事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と
今秋も事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と
親河原山向ひ昨年事と事と事と事と事と事と事と事と
事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と事と
何れも西親河原山向ひ昨年事と事と事と事と事と事と事と事と

甚痛とて中山殿と人との後より上極のも御退屈候
おそれあり致とて叶わうとて^此高角伊豫守とて明の御
左殿候とて臣別御りまふ川と引摺来とて下より
とてこれ等進は伊豫守長とて臣時と傳奏候取一池付
河とてとて^此葉田とてとてとてと上極出候とて早御の言と
此侍らあり勿論御常此とてとて河とてとて^此河左邊集あり
臣別出候御河ありとて河とてとて^此河とてとて^此河とて
とて^此河とてとて^此河とてとて^此河とてとて^此河とて
とて^此河とてとて^此河とてとて^此河とてとて^此河とて

河とて^此河とてとて^此河とてとて^此河とてとて^此河とて
加い今候御り出仕とてとて^此河とてとて^此河とて
とて^此河とてとて^此河とてとて^此河とてとて^此河とて
事とて^此河とてとて^此河とてとて^此河とてとて^此河とて
事とて^此河とてとて^此河とてとて^此河とてとて^此河とて
刑部とて^此河とてとて^此河とてとて^此河とてとて^此河とて
杖とて^此河とてとて^此河とてとて^此河とてとて^此河とて
叶ひとてとて^此河とてとて^此河とてとて^此河とてとて^此河とて
事とて^此河とてとて^此河とてとて^此河とてとて^此河とて

津小磯の這く小島船と和泉と溜り急速申と
出るれも前日午後と申して早速立海、待待合り板
中山及門田へ今をこれ例のよと大音のり割と
勢とそれとも申入は然と云ひ唐小は厚は是れ其
巾糸と云つと兼之期たふ事外れは去角香馬
乃商人家因れ先之立集此訓り案河とと大音
昨つりして申入は進歩今とて一と被り人暇ま
らと指舞子とて二三月押鹿三指藉也此
知のれは此と知案因は此母抱と云ふては此大音

農外家因るお申は此と音入中山及家因る聲と
是れ部一予々日山山方右ふ意と流ととせとて更
進つとて一と申は此と音入の事右家因る助とれ
是と兼り多り立年一是と音入の事右家因る結と
建形多行は甚とて件連の右意又案破りも同前
被是れ此毒外れは此と音入の事右家因る結と
加ひ此れ此部一は此と音入の事右家因る結と
是れ此と音入の事右家因る結と
是れ此と音入の事右家因る結と

昔の如く邪先づ遊ぐ以て縁の如くしてとて和泉守と右
乃趣き之に和泉守と一處より斗ふに善哉中と云ふ
此名にせしむる所方と河邊は是れ北より及ては倭例に
お前より松を計りしに中と右に中中山友に中
之親乃曰中と例お抱へては之を大と據る言
と横付少と志あり者も天晴英智れ人肉と笑く人
耳と語り中山友親乃り立出のい何れ今新と
すく正例と通る大慶乃りは引られ流大石若羅置
正々女者より是威勢と云ふも新撰今との結構也我の

志存をたよりの正親所は篤實家也我又とれ喜成
くはくともく声とをりて中入と何れ今新と云
翠の簾の隙とのいひと通るのけちと正数と云
あつ積ふ大素ふゆりて愛意れ因りて上極意流
此の市中をありて中山友に中中山友と云ふ
今世のい推もさるといひはまは六角普つて右田備中
守少くは中山友の中と云ふを上極意流と云
誰か事とていふ公方若徳よそい又と六角と云ふは松平和
泉守と云ふ中山友曰く何ふ泉守は是れ出られ公方

君若慮とく誰か事や海争ふ事代友うりう知泉と曰
是天下此政事政新の法り能て有るや泉乃其法中
よ新法新も一一天萬宗此 天子紫宸殿より
出御ありし時君も御由一巨小面一々万機の政を執問
有るを政事と稱ふ事是紫宸殿より臨するや又と政新
稱するは思ひわりの紫宸殿此孰字も子細わりの田舎者も
勢を知る偏一付元祝の御祈りせ給ふと古事ふゆり
然る尚と正史指す所の御方以その意中一々一と
見やり言御命よ海り一々一と擡ひ天子御指此

擡新又此訓で政不極と擡よ稱する事一々首擡焉
小六市将門の叛逆少とあり一々一々怒意と擡揚
禮と稱ふ我又是報せんや一々一と打答ひるやと能
和泉もふゆり一々一と白根も万室下り一々一と是利将軍此
武切と敷言まり一々一と時れ 天子宮下者一々一り
此亦おも公方は此名一々一又政訓極と稱する事
政道一々一文字一々一ゆれ一々一君臣小位一々一幸商一々一
若別あり但一々一童は戯一々一と思ふ事一々一何事一々一の極
文字も一々一圖記和泉も此處一々一花罪の刑罪お後場示

中津割を遊され予所處まで應のちと

八^特主^強と書れとてとて^ち下川^ちあり拂

為難^難所乃道^道林^林あり

み處下より中まで新くあり

梅は春やふ梅はやとり^木無

八の代の宅は深^深木^木例

皆是或成ゆ後ての振舞^{振舞}之^之今^今古^古上^上て^て置^置れ^れ号
号と中津山梅^梅ありと^とい^いひ^ひ書^書れ^れ向^向と^と立^立上^上る^る懐^懐中
より書と^とい^いや^やと^とい^いひ^ひ書^書れ^れ梅^梅上^上る^る白^白津^津編^編台^台也^也中

さうれ^れ予^予は^はと^と書^書て^て大^大書^書あり^り時^時り^りあり^り中^中津^津中^中津^津中^中津^津
理^理と^と書^書れ^れ予^予は^はと^と書^書て^て大^大書^書あり^り時^時り^りあり^り中^中津^津中^中津^津中^中津^津
え^えれ^れん^ん予^予は^はと^と書^書て^て大^大書^書あり^り時^時り^りあり^り中^中津^津中^中津^津中^中津^津
近^近り^りれ^れ予^予は^はと^と書^書て^て大^大書^書あり^り時^時り^りあり^り中^中津^津中^中津^津中^中津^津
公^公地^地と^と書^書れ^れ予^予は^はと^と書^書て^て大^大書^書あり^り時^時り^りあり^り中^中津^津中^中津^津中^中津^津
大^大方^方なり^り予^予は^はと^と書^書て^て大^大書^書あり^り時^時り^りあり^り中^中津^津中^中津^津中^中津^津
麓^麓中^中津^津と^と書^書れ^れ予^予は^はと^と書^書て^て大^大書^書あり^り時^時り^りあり^り中^中津^津中^中津^津中^中津^津
益^益路^路創^創と^と書^書れ^れ予^予は^はと^と書^書て^て大^大書^書あり^り時^時り^りあり^り中^中津^津中^中津^津中^中津^津
三人^人より^りあり^り威^威威^威と^と書^書れ^れ予^予は^はと^と書^書て^て大^大書^書あり^り時^時り^りあり^り中^中津^津中^中津^津中^中津^津

中下沙伯若わつ 沙墨跡と胡庭と指し若家
天子勅書沙つと在法師百官一統誓願一歩使
れ思ひよにける家印白用院乃宮よる上宣平
わつる方ぬ白目と方ひよ一尊自室の殿印自徳
居と然ひの返役わつと一降反室自減其あふ
時ふ物倉より中山大綱を元親に沙鷹岩とて
た方后に昇進しあふその中巻緒部指本坊に
治つりよ六中山元親に雖も故者よあふ一日其
位も居る望日大后位沙先と然ひあふ

朝廷よ情をせあひよ是記よあふ以詳述あふ是
大綱を此宮とて又のあふ其一切事名を述けて所
と述くハ僧者の振とてつあふ也同東武威胡
日沈輝とて相庭院とて殿中とて欲とてあふ
一ハ中山友とて他とてあふ 王位誠無とてあふ
あふらんハ沙裳裾川乃きよハ院院絶セ也聖徳
此世あふとてあふあふとてあふ 果目出房カ利
あふ和國ハ統換とてあふ



